

一般社団法人日本消化器内視鏡学会
各位

演題申請における倫理審査について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本消化器内視鏡学会倫理委員会より演題登録にあたっての倫理審査についてご報告申し上げます。本学会における倫理指針を2018年9月に制定し、施行してまいりましたが、この度、JDDW2021倫理指針改定に伴い、本学会倫理指針等についても本年12月1日改定(添付1)し、2021年1月1日施行することと致しました。

この改定に伴い、関連資料も更新しております。

つきましては、2021年1月以降の演題募集受付(総会(第102回)及び支部例会から対象)から「JGES 演題登録時 Medical ethics 申請」(添付2)※に基づいてご登録いただきますようお願い申し上げます。

なお、症例報告等倫理審査不要とされるものについては、JGES 演題登録時 Medical ethics 申請のAとして10項目列挙されています。<補足1>「倫理審査の不要な研究(カテゴリーA)の具体例と抄録例」を用意しましたのでご確認ください。それら以外にも、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の定める「研究に該当しないもの」に含まれるものもあると思われます。それらについては、Aの2番目「傷病の成因・病態の理解、傷病の予防・診断・治療方法の改善、有効性・安全性の検証を通じて、人の健康の保持増進または傷病からの回復・生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としない報告等」にチェックをお願いします。<補足2>に説明をしますが、判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことが推奨されますので、ご注意ください。

倫理申請の要不要については、「JGES 応募演題・論文投稿のカテゴリーを判断するためのフローチャート」(添付3)、必要な手続きについては「JGES 倫理指針から見た研究の種類と必要な手続き」(添付4)をご活用ください。

また、よくある質問をホームページ「JGES 倫理指針 Q&A」にお纏めました。

これらについての詳細はホームページをご確認ください。

「演題応募における倫理審査」はこちら

<https://www.jges.net/medical/procedure/ethical-review-of-abstract-submission>

「JGES 倫理指針 Q&A」はこちら

<https://www.jges.net/medical/procedure/ethical-review-of-abstract-submission/faq>

なお、施設において倫理委員会の設置がない場合については、関連の大学や医師会等の倫理審査制度を利用していただくか、あるいは本学会倫理委員会ですら審査(自施設のみで実施する観察研究に限る)をご利用ください。

詳細は「倫理審査が設置されていない研究機関からの倫理審査の受託」をご確認ください。

<https://www.jges.net/medical/procedure/ethical-review-of-abstract-submission/trustee-of-the-ethics-review>

以上、ご不明な点は倫理に関する専用アドレス jges-rinri@jges.or.jp までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

※倫理に関する内容は2020年9月現在によるもので、今後、国の法令等の変更に伴い改定を行う可能性があります。

一般社団法人日本消化器内視鏡学会
倫理委員会
担当理事 乾 和郎
委員長 久津見 弘

(押印省略)